

〔 平 28 . 1 . 28
総 29 - 1 〕

説 明 資 料

〔 平成 28 年度税制改正等について 〕

平成 28 年 1 月 28 日 (木)

平成28年度税制改正案の概要

平成28年度 税制改正の主な項目

現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組むとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

1. 成長志向の法人税改革 ～法人実効税率20%台の実現～

2. 消費税の軽減税率制度の導入

3. 少子化対策・女性活躍の推進・教育再生等に向けた取組

- 三世同居に対応した住宅リフォームに係る税額控除制度の導入
- 個人の寄附税制の包括的な見直し（国立大学法人等、公益法人等）
- スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の導入（参考：平成28年度与党税制改正大綱）
 - 個人所得課税の見直しに向けた検討
 - 介護保険料等に係る社会保険料控除の見直しの検討

4. 地方創生を推進するための取組

- 東京圏への人口集中の是正・各地域での住みよい環境の確保
 - ・企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の創設
 - ・外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充
 - ・空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入
- 地方法人課税の偏在是正

5. グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築等

- BEPSプロジェクトを踏まえた多国籍企業情報の報告制度等の整備
- 日台民間租税取決めに係る国内法の整備

6. 復興を支援するための取組

- 期限が到来する復興特区の税制の延長
- 高台移転事業の移転元地の利活用のための土地交換に係る特例の創設

7. その他

- 車体課税の見直し
- 納税環境整備

1. 成長志向の法人税改革 ～法人実効税率20%台の実現～

- ・「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減。

→ 収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す。

- ・ 法人実効税率の引下げ: 目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現。

従前34.62% → (平成27年度改正)平成27年度32.11% → (平成28年度改正)平成28年度29.97%・平成30年度29.74%

- ・ 課税ベースの拡大等(平成28年度改正): 「財源なき減税」を重ねることは、現下の厳しい財政事情や企業部門の内部留保(手元資金)の状況等に鑑みて、国民の理解を得られない。制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、財源をしっかりと確保。

- 租税特別措置の見直し(「生産性向上設備投資促進税制」の縮減・廃止等。期限切れ措置の全てについて、廃止・縮減。)
- 減価償却の見直し(建物附属設備・構築物の償却方法を定額法に一本化)
- 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大(平成28年度に5/8に拡大。中堅企業への影響には十分配慮(激変緩和)。)
- 欠損金繰越控除の更なる見直し(改革の加速化に伴う企業経営への影響の平準化)

成長志向の法人税改革：法人実効税率「20%台」の実現 (与党税制改正大綱(27年12月16日))(抄)

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した成長志向の法人税改革を、更に大胆に推進する。法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す。

… 国・地方を通じた法人実効税率は平成28年度に29.97%となり、目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現する。さらに平成30年度には、29.74%となる。なお、企業部門に対していわゆる先行減税を含む「財源なき減税」を重ねることは、現下の厳しい財政事情や企業部門の内部留保(手元資金)の状況等に鑑みて、国民の理解を得られない。このため、税率引下げに当たっては、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保することとした。

経済界には、法人実効税率「20%台」の実現を受けて、改革の趣旨を踏まえ、経済の「好循環」の定着に向けて一層貢献するよう、強く求める。現在、企業の内部留保は350兆円を超え、手元資金も増えている一方で、大企業の設備投資は伸び悩んでいる。足下では賃上げに向けた動きも見えてきているものの、労働分配率は低下している。企業経営者がマインドを変え、内部留保(手元資金)を活用して、投資拡大や賃上げ、さらには取引先企業への支払単価の改善などに積極的に取り組むことが、何よりも重要な局面となっている。今後、こうした経済界の取組状況等を見極めつつ、企業の意識や行動を変革していくための方策等についても検討を行う。

○ 制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保して、税率を引き下げる。

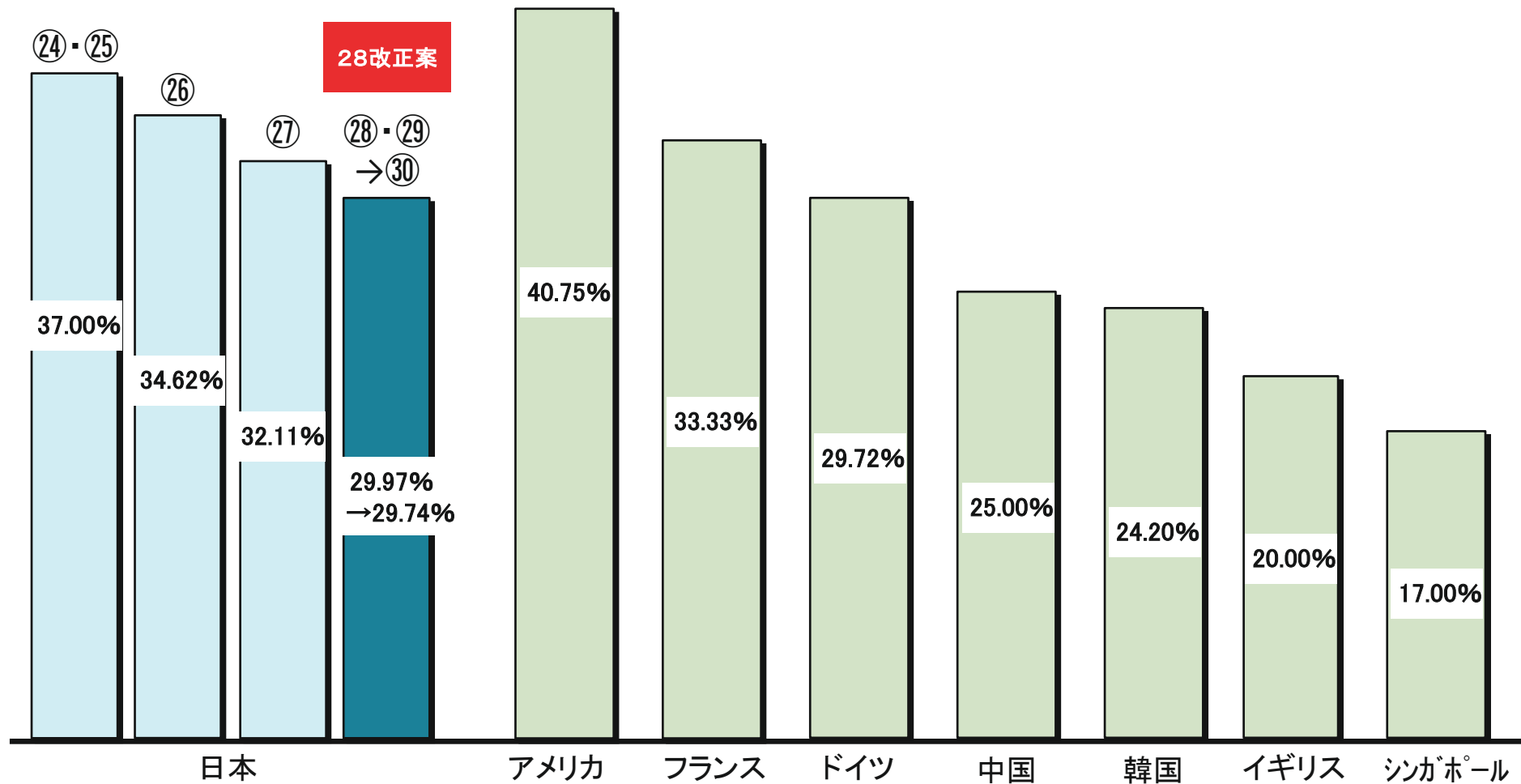
⇒ 国・地方の法人実効税率は、28年度において「20%台」となる。

	26年度 (改革前)	27年度 (27年度改正)	28年度 (28年度改正案)	30年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
大法人向け法人事業税所得割 * 28年度までは、地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

(参考) 法人実効税率の国際比較

28改正案

(2015年12月現在)

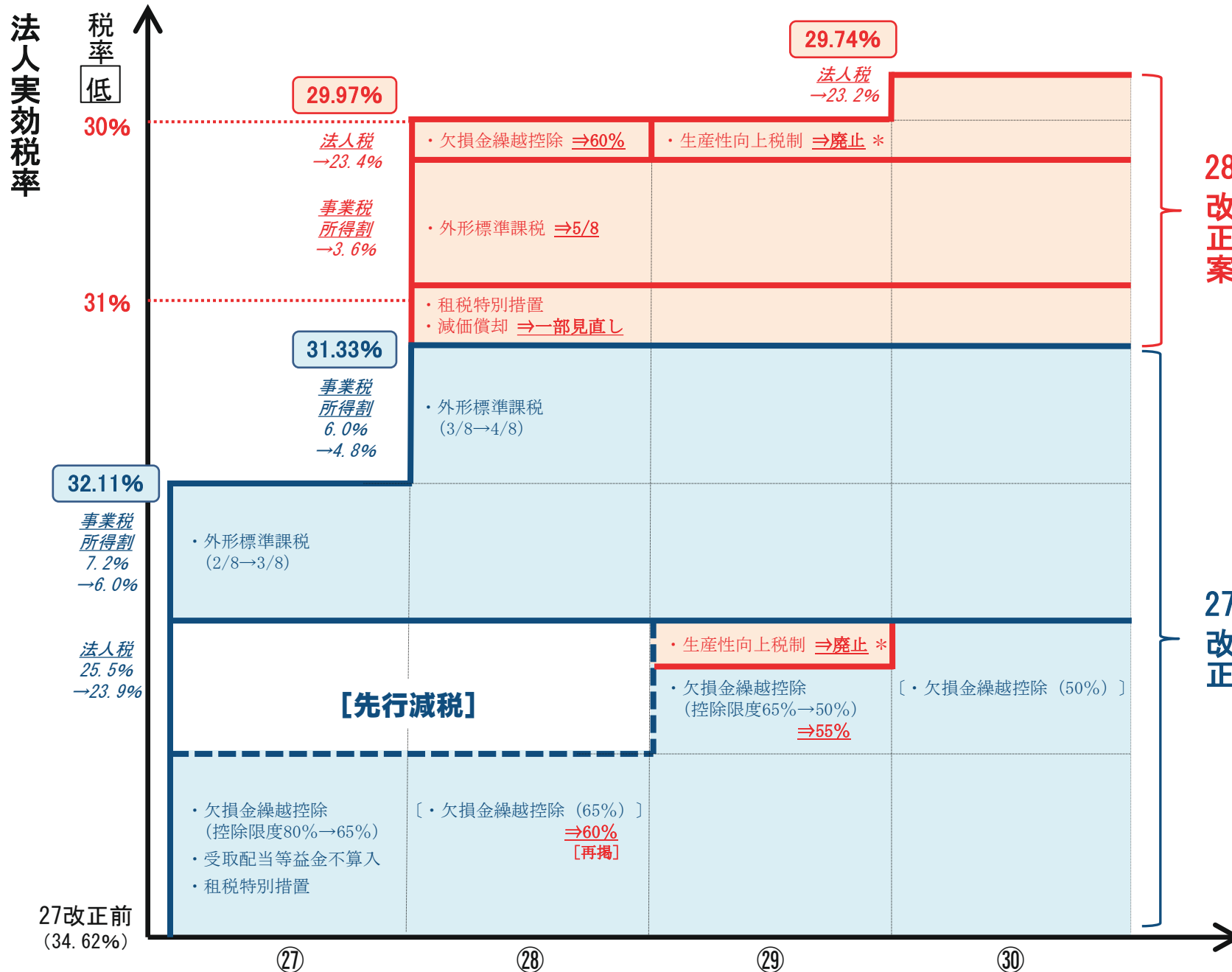


(注) 法人所得に対する税率(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、韓国はソウル市。
なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(出典) OECD、各国政府資料等

(参考) 法人実効税率引下げのイメージ

28改正案



○ 租税特別措置の見直し

《生産性向上設備投資促進税制の見直し》（26年度改正で創設：租税特別措置）

－ 28年度： 期限どおり縮減（即時償却→50%特別償却など）

－ 29年度： 期限どおり廃止 [＝28年度改正法で明確化]

ほか

○ 減価償却の見直し（現行：建物は「定額法」のみ、他は「定額法」と「定率法」の選択制）

⇒ 建物附属設備・構築物の償却方法を「定額法」に一本化

○ 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大(大法人)

(27年度改正後：2/8→273/8→284/8)

⇒ 28年度改正後： →285/8 * 中堅企業への影響に十分配慮(激変緩和)

○ 欠損金繰越控除の更なる見直し(大法人)

(27年度改正後：控除限度額 所得の80%→2765%→2865%→2950%→3050%)

⇒ 28年度改正後： 2860%→2955%→3050%

* 改革の加速化に伴う企業経営への影響を平準化する観点からの対応

○ 「生産性向上設備投資促進税制」の見直し

(参考) 現行制度



	～27年度末	～28年度末
機械装置 など	即時償却 or 5%税額控除	50%特別償却 or 4%税額控除
建物、 構築物	即時償却 or 3%税額控除	25%特別償却 or 2%税額控除

⇒ 期限どおり縮減・廃止する（28年度税制改正法で明確化）

○ その他（「環境関連投資促進税制」「雇用促進税制」の見直しなど）

○ 期限切れの減収措置(17項目)のうち、3項目は「廃止」、残る14項目は「縮減を伴う見直し」

① 生産性向上設備投資促進税制<一部>	廃止 (28年度末限りで制度を廃止。27年度末限りで特別償却率・税額控除率の上乗せ分(即時償却等)を廃止)	⑨ 公害防止用設備の特別償却	縮減 (対象資産の限定)
② 環境関連投資促進税制	縮減+一部拡充 (対象資産の見直し(売電用の太陽光発電設備の除外等)、風力発電設備の即時償却の廃止、電気自動車等の税額控除の廃止)	⑩ 障害者を雇用する場合における機械等の割増償却	縮減 (対象資産の限定)
③ 海外投資等損失準備金	縮減 (無税積立率の引下げ)	⑪ サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	縮減 (割増償却率の引下げ)
④ (海外)探鉱準備金 +(海外)新鉱床探鉱費の特別控除	縮減+一部拡充 (要件の見直し等)	⑫ 特定農産加工品生産設備の特別償却	廃止
⑤ 金属鉱業等鉱害防止準備金	縮減 (無税積立率の導入)	⑬ 特定信頼性向上設備等の特別償却	縮減 [単純延長 (法改正前提)]
⑥ 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例	縮減 (従業員数要件の導入)	東京圏以外に立地し、専ら東京圏のデータセンターのバックアップを行う設備	[廃止]
⑦ 保険会社等の異常危険準備金<一部>	縮減	自然災害懸念地域に立地するラジオ送信設備の予備等として取得する設備	
火災保険等の無税積立率の上乗せ	[単純延長]	⑭ 特定災害防止準備金	縮減 (任意の先行積立分の損金不算入の明確化)
火災共済の無税積立率の上乗せ	[縮減](無税積立高積立率の引下げ)	⑮ 国家戦略特区における機械等の特別償却・税額控除	縮減 (即時償却の廃止等)
⑧ 雇用促進税制<本体部分>	縮減 (地域を限定、正社員に限定)	⑯ 国際戦略総合特区における機械等の特別償却・税額控除	縮減 (特別償却率・税額控除率の引下げ等)
		⑰ 国際戦略総合特区における所得控除	廃止

(参考) 与党税制改正大綱(27年12月16日)(抄)

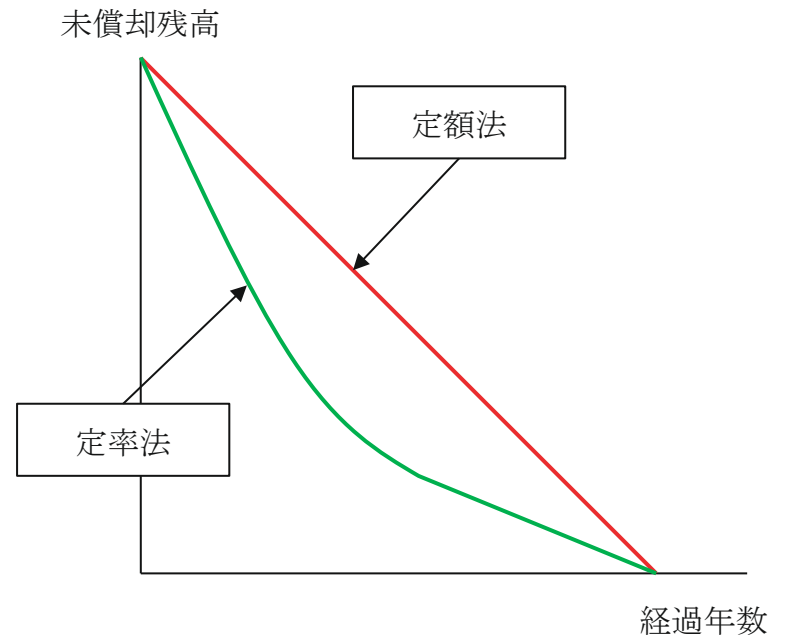
租税特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、真に必要なものに限定していくことが重要である。このため、毎年度、期限が到来するものを中心に、各措置の利用状況等を踏まえつつ、必要性や政策効果をよく見極めた上で、廃止を含めてゼロベースで見直しを行う。また、租税特別措置の創設・拡充を行う場合は、財源の確保や、全体の項目数をいたずらに増加させないことに配慮する。

○ 建物と一体的に整備される「建物附属設備」や、建物同様に長期安定的に使用される「構築物」について、償却方法を「定額法」に一本化する。

* 「鉱業用減価償却資産」のうち、「建物」「建物附属設備」「構築物」に該当するものは、「定額法」または「生産高比例法」の選択制とする。

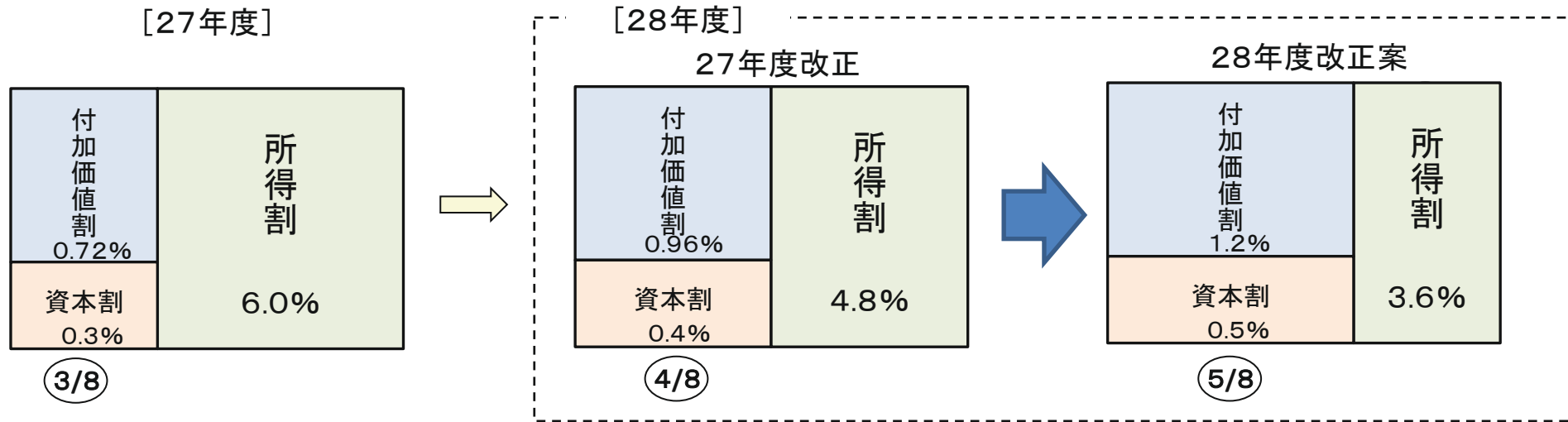
(参考) 現行の減価償却方法

① 「建物」	「定額法」
② 「建物附属設備」、「構築物」、 「船舶」、「航空機」、 「車両運搬具」、「機械装置」、 「工具」、「器具備品」	「定額法」or「定率法」
③ 「鉱業用減価償却資産」	「定額法」or「定率法」 or「生産高比例法」
④ 「無形固定資産」、「生物」	「定額法」
⑤ 「鉱業権」	「定額法」or「生産高比例法」

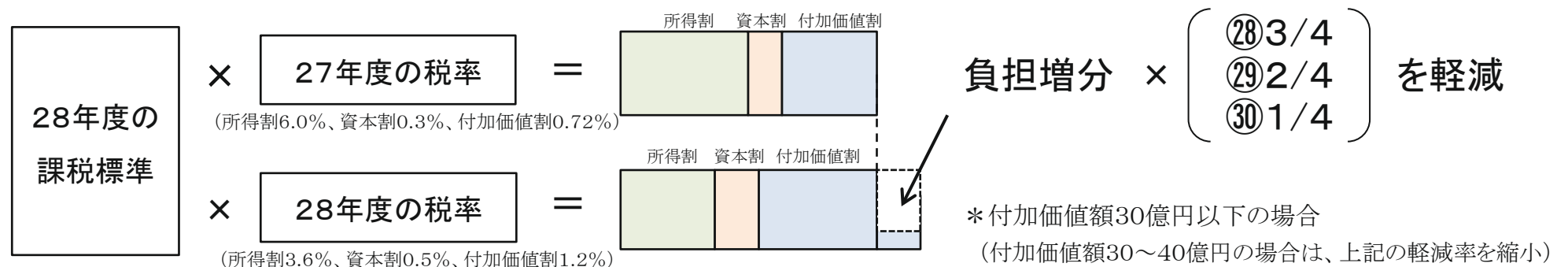


○ 27年度改正において、28年度に4/8まで拡大することを決定。

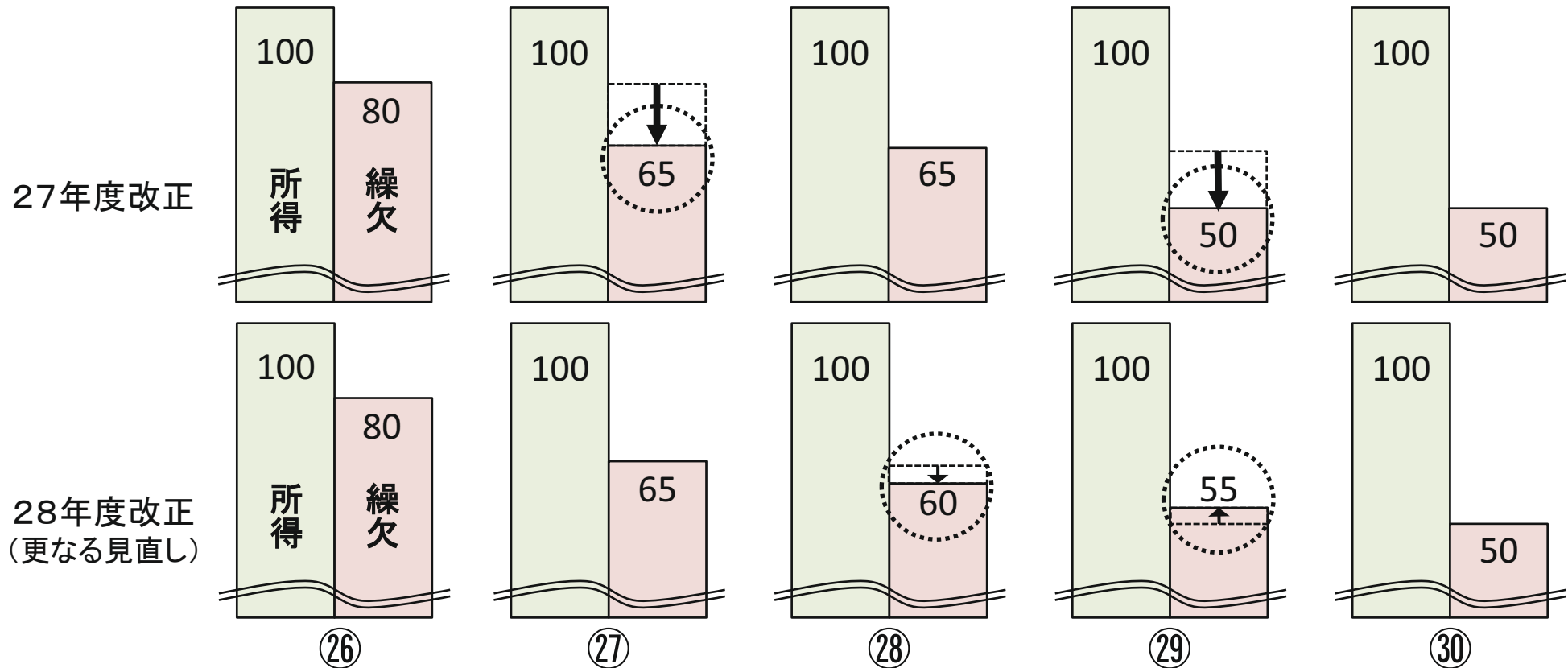
⇒ 地域で雇用を支える中堅企業への影響には十分配慮して、28年度に5/8へと拡大。



○ 中堅企業の負担増の軽減措置



- 27年度改正において、企業の「稼ぐ力」を高めるインセンティブとするための改革の一環として、欠損金繰越控除の見直し(控除限度の段階的引下げ等)を決定。
- 今回、法人事業税の外形標準課税の更なる拡大(28年度5/8)など、法人税改革を加速化。
⇒ こうした状況を踏まえ、改革に伴う企業経営への影響を平準化する観点からの見直しを行う。
(*改革自体は後退させることなく、激変緩和のための対応として措置する。)



* 繰越期間の延長(9年→10年)等の適用年度の変更

27年度改正:29年度の欠損金より適用 → 28年度改正(更なる見直し):30年度の欠損金より適用

法人税制をめぐる諸課題（中小法人課税、協同組合等課税、公益法人等課税） （与党税制改正大綱（27年12月16日））（抄）

＜中小法人課税＞

実態を丁寧に検証しつつ、資本金1億円以下の法人に対して一律に同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う。資本金以外の指標を組み合わせること等により、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準に見直すことについて検討する。

その上で、中小法人のうち7割が赤字法人であって一部の黒字法人に税負担が偏っていることや、大法人と中小法人の制度格差が拡大しており、中小法人が大法人へと成長していく意欲を損ないかねないことを踏まえ、中小法人向けの制度の全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討を行う。

＜協同組合等課税＞

組合によって事業規模や事業内容が区々であるが、同一の制度が適用されている。そうした実態を丁寧に検証しつつ、組合制度の趣旨も踏まえながら、検討を行う。

その上で、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点も勘案しつつ、平成27年度税制改正における受取配当等益金不算入の見直しの影響も考慮しながら、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。

＜公益法人等課税＞

非収益事業について民間競争が生じているのではないかとの指摘がある一方で、関連制度の見直しの動きも見られており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する。

あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う。

2. 消費税の軽減税率制度の導入

- ・ 税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月に、軽減税率制度を導入。
- ・ 軽減税率の対象品目：① 酒類及び外食を除く飲食料品 ② 新聞の定期購読料
- ・ 軽減税率：8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） 標準税率：10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）
- ・ 平成33年4月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入。
 - － 適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件。適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算の選択制。

（適格請求書等保存方式導入までの経過措置）

- － 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。売上・仕入税額の計算の特例を設ける。

（適格請求書等保存方式導入後の経過措置）

- － 適格請求書等保存方式の導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。

- ・ 財政健全化目標を堅持し、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保。（28改正法案に以下を規定）

- ① 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
- ② 平成30年度の「経済・財政再生計画」の中間評価等を踏まえ、歳入及び歳出の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

- ・ 軽減税率制度の円滑な導入・運用のため、万全の準備を進める。（28改正法案に以下を規定）

- ① 政府に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証し、円滑な導入・運用のための必要な措置を講ずる。
- ② 適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況、軽減税率制度導入の簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずる。

消費税の軽減税率制度を巡る経緯①

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)

第七条 (略)

- 一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。
 - イ 低所得者に配慮する観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第六号において「番号法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度（次号ニ（3）及び第六号において「番号制度」という。）の本格的な稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度（医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるものをいう。）、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。
 - ロ 低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。
- ハ 第二条の規定の施行からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

消費税の軽減税率制度を巡る経緯②

平成26年度与党税制改正大綱(平成25年12月12日)(抄)

消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。

このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

平成27年度与党税制改正大綱(平成26年12月30日)(抄)

経済再生と財政健全化を両立するため、平成27年10月に予定していた消費税率10%への引上げ時期を平成29年4月とする。社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの信認を高めるために財政健全化を着実に進める姿勢を示す観点から、平成29年4月の消費税率10%への引上げは、「景気判断条項」を付さずに確実に実施する。

(中略)

消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。

消費税の軽減税率制度を巡る経緯③

軽減税率制度についての大枠(平成27年12月12日) —与党幹事長合意—

1. 平成29年4月1日に消費税の軽減税率制度を導入する。
2. 飲食料品にかかる軽減税率の対象品目は以下のものとし、適用税率は8%（国・地方合計）とする。
 - ・ 食品表示基準に規定する生鮮食品及び加工食品（酒類及び外食を除く）
3. 軽減税率制度の導入にあたっては、財政健全化目標を堅持し、安定的な恒久財源を確保することについて、自民党・公明党両党で責任を持って対応する。 このため、平成28年度税制改正法案において以下の旨を規定する。
 - ① 平成28（2016）年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
 - ② 財政健全化目標との関係や平成30（2018）年度の「経済・財政再生計画」の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革や社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。
4. 平成33年4月にインボイス制度を導入する。 それまでの間は、簡素な方法とする。
5. 軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないように、政府・与党が一体となって万全の準備を進める。

このため、政府・与党に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための必要な措置を講ずる。

平成28年度税制改正法案において上記の旨を規定する。

税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月に、軽減税率制度を導入する。

○ 軽減税率の対象品目

- ・ 酒類及び外食を除く飲食料品
- ・ 週2回以上発行される新聞の購読料

○ 軽減税率：8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） 標準税率：10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）

○ 適格請求書等保存方式の導入

- ・ 平成33年4月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入する。
- ・ 適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件。適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算の選択制。

（適格請求書等保存方式導入までの経過措置）

- ・ 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。売上・仕入税額の計算の特例を設ける。

（適格請求書等保存方式導入後の経過措置）

- ・ 適格請求書等保存方式の導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。

○ 財政健全化目標を堅持し、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保する。（28改正法案に以下を規定）

- ① 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
- ② 平成30年度の「経済・財政再生計画」の中間評価等を踏まえ、歳入及び歳出の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

○ 軽減税率制度の導入・運用に当たり混乱が生じないように、政府・与党が一体となって万全の準備。（28改正法案に以下を規定）

- ① 政府・与党に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証し、円滑な導入・運用のための必要な措置を講ずる。
- ② 適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況、軽減税率制度導入の簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずる。

消費税の軽減税率制度の議論の経緯と導入の考え方 (28年度与党税制改正大綱(平成27年12月16日))(抄)

「社会保障と税の一体改革」を実現するため、消費税率10%への引上げを平成29年4月に確実に実施する。これにより、社会保障を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、財政健全化を進めて市場や国際社会からの国の信認を確保する。

他方、「社会保障と税の一体改革」の枠組みの下、税制抜本改革法第7条においては、低所得者に配慮する観点から、総合合算制度、給付付き税額控除制度及び複数税率について検討することとされている。このため、与党において議論を積み重ねてきた。その結果、これらのうち、軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費税負担を軽減するとともに、買い物の都度、痛税感の緩和を実感できるとの利点があることから、消費税率が10%に引き上げられる平成29年4月に軽減税率制度を導入することとした。

軽減税率制度の導入に当たっては、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち、平成28年度末までに歳入及び歳出における取組みにより、与党の責任において、確実に安定的な恒久財源を確保することとする。

対象品目については、飲食料品等の消費実態や、低所得者対策としての有効性、事業者の事務負担等を総合的に勘案し、「酒類及び外食を除く飲食料品」及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される「新聞」を対象とする。なお、「書籍・雑誌」については、その日常生活における意義、有害図書排除の仕組みの構築状況等を総合的に勘案しつつ、引き続き検討する。

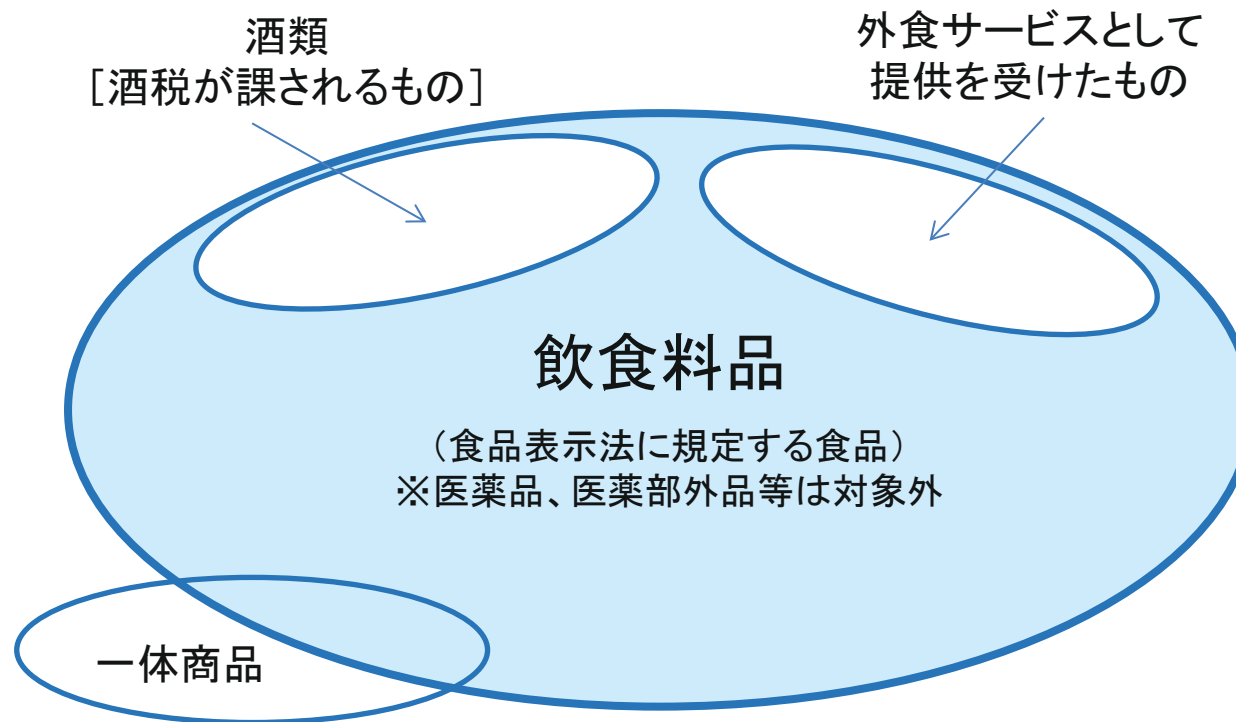
複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、事業者に十分な説明を行いつつ、インボイス制度を導入する。当面は、執行可能性に配慮し、簡素な方法によることとする。

政府・与党は、平成29年4月に混乱なく軽減税率制度を導入できるよう、一体となって万全の準備を進める。

軽減税率制度の対象品目

28改正案

- ① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、
 外食サービスを除く）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡



【一体商品の取扱い】

- 例えば、おもちゃ付のおかし等、軽減税率の対象である飲食料品が、他の商品と一体として販売される場合は、一定金額以下の少額のもので、飲食料品が主たる要素を占めているときに限り、全体が軽減税率の対象となる。

○ 取引の①場所と②態様(「サービスの提供」と言えるか)に着目し、以下の様に定義する。

「食品衛生法上の飲食店営業その他のその場で飲食させるサービスの提供(「食事の提供」)を行う事業を営む者が、テーブル、椅子その他の①その場で飲食させるための設備(「飲食設備」)を設置した場所で行う②「食事の提供」その他これに類するもの」

(注)「その他これに類するもの」:相手方の注文に応じて指定された場所で調理等を行うこと(「ケータリング・出張料理」)。

軽減税率 (「外食」に当たらない) (テイクアウト・持ち帰り・宅配)

①「飲食設備を設置した場所で行う」ものではないもの

牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト

そば屋の出前

ピザの宅配

屋台での軽食

(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)

寿司屋の「お土産」

②「その場で飲食させるサービスの提供(食事の提供)」に当たらないもの

コンビニの弁当・惣菜

(イートイン・コーナーのある場合であっても、持ち帰りが可能な状態で販売される場合は「軽減」)

標準税率 (「外食」に当たる) (外食・イートイン)

牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」

そば屋の「店内飲食」

ピザ屋の「店内飲食」

フードコートでの飲食

寿司屋での「店内飲食」

コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品

(例:トレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品)

ケータリング・出張料理

適格請求書等保存方式の導入

28改正案

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成29年4月～)	【適格請求書等保存方式】 (平成33年4月～)
請求書等	<p>○ 請求書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書発行者の氏名又は名称 ・ 取引年月日 ・ 取引の内容 ・ 対価の額 ・ 請求書受領者の氏名又は名称 <p>請求書 〇〇御中 11月分 21,600円(税込) 11/1～30 食料品等 5,400円 合計 21,600円 仕入 △△(株)</p> <p>請求書(控) □□御中 11月分 43,200円(税込) 11/1～30 食料品等 11,000円 合計 43,200円 売上 〇〇(株)</p>	<p>同左プラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽減税率の対象品目である旨 ・ 税率ごとに合計した対価の額 <p>(注) 請求書の交付を受けた事業者による追記も可</p> <p>請求書 〇〇御中 11月分 21,800円(税込) 11/1 食料品 5,400円 11/8 雑貨 5,500円 合計 21,800円 仕入 △△(株)</p> <p>請求書(控) □□御中 11月分 43,600円(税込) 11/5 食料品 10,800円 11/9 雑貨 11,000円 合計 43,600円 売上 〇〇(株)</p> <p>(10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円) 注)※印は軽減税率(8%)適用商品</p>	<p>同左プラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録番号 ・ 消費税額 <p>請求書 〇〇御中 11月分 20,000円(本体) 11/1 食料品 5,000円 11/8 雑貨 5,000円 合計 20,000円 消費税 1,800円 仕入 △△(株) 事業者番号 XXX-XXX</p> <p>請求書(控) □□御中 11月分 40,000円(本体) 11/5 食料品 10,000円 11/9 雑貨 10,000円 合計 40,000円 消費税 3,600円 売上 〇〇(株) 事業者番号 XXX-XXX</p> <p>(10%対象 10,000円 消費税 1,000円) (8%対象 10,000円 消費税 800円)</p>
	○ 交付義務なし・不正交付の罰則なし	同左	○ 交付義務あり・不正交付の罰則あり
	○ 免税事業者も交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除可	同左	○ 課税事業者のみ交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除不可
			○ 免税事業者からの仕入れについて、 ・ 3年間：80% ・ その後3年間：50% の仕入税額控除可。
税額計算	○ 取引総額からの「割戻し計算」 (例) 43,200円×8/108=3,200円	○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 (例) 10%対象：22,000円×10/110=2,000円 +) 8%対象：21,600円×8/108=1,600円 3,600円	○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 } 選択制 ○ 適格請求書の税額の「積上げ計算」 (例) 積上げ計算の場合 2,000円+1,600円=3,600円
特例	—	○ 売上税額・仕入税額の計算の特例 (みなし計算・簡易課税の事後選択)	—
その他	○ せり売りなど媒介・取次業者により代替発行された請求書による仕入税額控除可 ○ 3万円未満の取引や自動販売機からの購入、中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載で仕入税額控除可 ○ 小売業等が発行する請求書は、記載事項を簡略可(受領者の名称の記載不要)	同左	同左(ただし、3万円未満の取引に係る規定は廃止)